

平成25年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果について(廃棄物焼却炉以外の施設)

鹿児島県環境林務部環境保全課

1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は、毎年1回以上の設置者による測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することとされている。

今回、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する。

2 測定結果

(1) 測定結果の概要

設置者による測定を実施した2施設の測定結果は、排出基準に適合していた。

- (特定施設) ①アルミニウム合金の溶解炉：2施設(うち、1施設：休止中)
②クラフトパルプの漂白施設：1施設

(2) 測定結果

① アルミニウム合金の溶解炉

設置市町村	工場・事業場の名称	排出ガス調査日	排出ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	適合状況
肝付町	アルマックス株式会社	H25.12.24	0.0034	5以下	適合
出水市	株式会社小畑商店	平成20年1月から休止中		1以下	—

② クラフトパルプの漂白施設

設置市町村	工場・事業場の名称	排出水調査日	排出水中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	適合状況
薩摩川内市	中越パルプ工業株式会社 川内工場	H25.11.18	0.011	10以下	適合

3 今後の対応

引き続き、設置者による測定の実施及び排出基準の遵守について、指導していくこととしている。